

## 過払金 破産債権届出の手順

### ① 注意！

届出期限(平成26年11月28日(金)必着)は厳守してください。期限を過ぎた場合、破産手続きに参加できなくなるおそれがあります。早めの届出をお願い致します。なお、配当不参加(配当金を受取りを希望しない)の場合は、届出は不要ですし、お電話等によるご連絡も不要です。

### ② 日付

作成日欄に日付を書いてください。ご記入頂く日にちで結構です。

### ③ 確認

1. 通知場所(書類送付先)
2. 住所
3. 氏名・ふりがな
4. 生年月日
5. 電話番号・FAX 番号

間違っ  
たら

債権届出書の右上の修正欄の該当する□にチェックを入れて、正しい情報を記入の上、押印欄に押印してください。

※FAX 番号は無くても構いません。

※今後の書類送付について、通知場所以外で受取を希望する場合は、修正欄の通知場所へ希望先を記入してください。

### ④ 印鑑

押印欄にご本人、又は代理人の印を押印してください。認印(シャチハタ不可)で結構ですが、配当時まで使用できるものにしてください(配当時に同一の印を押印頂く可能性があります。)

### ⑤ 金額 確認

記載された金額は、過去の取引履歴に基づき破産管財人が計算した過払金額です。この記載金額でよろしければ、この項目の修正は不要です。なお、印字された債権額の全額が支払われるということではありません。計算方法については、債権者の皆様に不利にならぬよう配慮致しましたが(引き直し計算の方法については裏面の Q3 をご参照ください。)、もし違う金額だとお考えの場合、下記[※金額を修正する場合]をご参照頂き、修正の上、届け出てください。

[※金額を修正する場合]

- ① 債権額欄の金額に二重線を引き、修正印(④と同じ印鑑)を押して修正してください。これにより、あらかじめ記載された金額は無効となり、届出債権者(貴殿)が記入した金額が有効な届出金額となります。なお、変更された金額全額が認められるとは限りません。
- ② 「債権の内容及び原因」欄の余白に、計算の方法など、どうしてその金額で届け出るのか理由を具体的に書いてください。書ききれない場合には、適宜別紙に記載してください。

### ⑥ 控え

押印後の債権届出書のコピーをとって、控えを保管して頂きますとお問い合わせの際等に便利です。

### ⑦ 添付

代理人による届出の場合は、委任状原本を同封してください。ひな形は破産管財人室ホームページでもご案内しております。

### ⑧ 発送

同封の返信用封筒に切手を貼付頂き(25g まで 82 円)、債権届出書を郵送してください。代理人による届出の場合は、債権届出書の他、⑦の委任状も郵送してください。

記載方法がわからない、届出後に住所や名義の変更等があった場合等は下記のコールセンターへお問い合わせください。なお、電話回線が混雑し、つながりにくくなるのが予想されます。ご了承ください。

**破産者株式会社クラヴィス破産管財人室コールセンター**

電話番号 06-6221-3358

FAX 番号 06-6221-3344

受付時間 午前10時から午後5時まで(土日祝除く)

ホームページ URL <http://www.clavis-kanzai.jp/>

※ この書面は、裁判所作成の正式書面ではありませんが、裁判所のご了解のもと、破産管財人が作成し同封させていただくものです。

## 過払金 破産債権届出手順 Q&A

Q1 代理人により債権を届け出たいのですが、どうすればよいのでしょうか？

代理人により債権届出をされる場合には、「委任状」に債権者本人が必要事項を記入し同封してください。  
※各ひな形を破産管財人室ホームページにおいてご案内しております(ホームページ URL <http://www.clavis-kanzai.jp/>)。

Q2 取引していた本人が死亡したのですが、どのように債権届出すればよいですか？

- ① 相続人が届出をすることが可能です。相続人が届出をする場合、修正欄の「氏名」にチェックの上、「亡●●●●相続人▲▲▲▲」と記載してください(●●●●は被相続人名＝届出書に印字されていた氏名、▲▲▲▲は届出される相続人名)。
- ② 相続人であることが分かる資料(戸籍謄本の写し(出生時から死亡まで)、遺言書または遺産分割協議書の写し等)を同封して下さい。また、相続人が複数いる場合であって相続人の代表者が届出なさる場合には、別途書面(相続人代表届)が必要になります。各ひな形については破産管財人ホームページ(Q1参照)に掲載しております。ご不明点は破産管財人室コールセンター(電話番号 06-6221-3358)までご連絡ください。

Q3 破産債権届出書「債権額」の欄に記載された金額はどのような金額ですか？

破産管財人が引直し計算<sup>\*1</sup>した過払金額(過払金元金及び破産手続開始決定日前日(平成24年7月4日)までの年5%の割合の利息金の合計額)です。なお、印字された債権額の全額を支払われるということではありません(配当率については、Q4をご参照ください。)

<sup>\*1</sup>引直し計算の主な方針は以下のとおりです。

- ① 利息制限法所定の制限利率により引直し計算を行います。
- ② 利息制限法所定の適用利率について、一旦下がった利率は、その後の残高にかかわらず適用利率は据え置きます。
- ③ 過払金発生時から平成24年7月4日(開始決定日前日)まで年5分の経過利息を付加します。
- ④ 顧客側の支払遅延に対しては、約定の遅延損害金は付加しません。
- ⑤ 取引に空白期間があっても、同時並行的に取引が行われている場合を除いて、継続取引として一連一体計算を行います。
- ⑥ 当初取引が不明な場合は、冒頭の貸付残高を0として引直し計算を行います。
- ⑦ 判決・和解案件は以下のとおりです。
  - i 判決案件は、判決内容に従って計算しております。
  - ii 過払金に関する和解案件は、原則として和解内容に従って計算しております。但し、和解金が未払いの場合、免責の効力が生じませんので、和解を考慮せずに引直し計算しております。
  - iii 貸付金に関する和解案件は、原則として和解内容に従って債権残高を計算しております。
- ⑧ 複数お取引口座を有する場合、お取引口座ごとに引直し計算しております。従って、複数口座でお取引なさっていた方には、複数の債権届出書が届く場合があります。この場合、それぞれでお届け下さい(一件一葉)。
- ⑨ 最終の取引日から10年以上経過している場合は、引直し計算は行いません。

Q4 配当率はいつ分かるのですか？配当の時期はいつごろですか？

配当率及び配当の時期は、現時点で未定です(今後の破産財団の換価回収状況や債権調査等によって変動しますが、配当率は、多くとも1%未満の見込みです。)  
配当を実施するには、事前に通知・公告にて債権者の皆様にお知らせいたします。

Q5 返信用封筒をなくしてしまいました。どうすればよいのでしょうか？

通常の封筒での届出も受け付けております。下記宛先を切り取ってご利用下さい。

〒530-0005  
大阪市北区中之島2-2-2 大阪中之島ビル8階  
小松法律特許事務所内  
  
大阪地方裁判所 通知事務取扱人  
破産者株式会社クラヴィス 破産管財人室 行

※ この書面は、裁判所作成の正式書面ではありませんが、裁判所のご了解のもと、破産管財人が作成し同封させていただくものです。